

答 申 案 件 の 概 要

件名	警察安全相談受理表・処理表についての不開示決定処分に対する審査請求 (情報公開・個人情報保護審査会答申第26号)						
経緯	開示請求年月日	平成26年1月17日	審査請求年月日	平成26年4月2日	担当課	開示決定等	警察本部警務部広報課
	開示決定等年月日	平成26年1月27日	諮問年月日	平成26年4月18日		審査請求	公安委員会
開示請求の内容	私の妻こと〇〇が平成25年中に〇〇警察署に対して私からのDVについて等相談した内容が分かる受理表同処理表						
本件処分の内容	不開示決定 (不開示理由) 青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。)第7条第3号(個人情報)該当 開示請求された行政文書については、当該行政文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、条例第7条第3号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、当該行政文書の存否を答えることができないため。						
審査請求の趣旨	不開示決定を取り消し、審査請求人が開示請求した行政文書の開示を求める。						
審査会の結論	青森県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定を行ったことは、妥当である。						
審査会の判断要旨	<p>1 対象行政文書について</p> <p>審査請求人から平成26年1月17日付けで行われた行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)は、審査請求人の妻が、平成25年中に警察署に対して、審査請求人からのDV等について相談した内容を記録したとされる行政文書の開示を求めたものである。</p> <p>このため、本件開示請求の対象行政文書(以下「本件対象文書」という。)が存在する場合、特定の個人が警察署に警察安全相談を行ったという事実があることが、前提となっている。</p> <p>2 本件処分の妥当性について</p> <p>実施機関は、「審査請求人は、特定の個人を識別した上で当該個人の家庭生活に関する個人情報の開示を求めているが、当該情報は、そもそも条例第7条第3号に該当する。当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第3号に規定する個人情報を開示することになると判断し、条例第10条に基づく処分を行ったものである。」と主張していることから、条例第7条第3号該当性及び実施機関の処分の妥当性について検討する。</p> <p>(1) 条例第7条第3号本文該当性</p> <p>ア 本件開示請求は、審査請求人の妻が家庭問題等について警察署に相談した内容を記した警察安全相談受理表・処理表の開示を求めるものであり、<u>審査請求人の妻という特定個人が警察署に相談したという事実があることが、前提となっている。</u></p> <p>イ <u>特定の個人が警察署に相談したという情報が、当該特定の個人の行動に関する個人情報で、特定個人を識別することができる情報であることは明らかであり、これは、条例第7条第3</u></p>						

号本文に該当する。

(2) 条例第7条第3号ただし書口該当性

ア 審査請求人は、不当に実子と引き離された生活を余儀なくされ、他方で、子は両親から養育を受ける権利を侵害されており、親子双方の生活が脅かされているため、条例第7条第3号ただし書口により開示されるべきである旨主張している。

イ 同号ただし書口に該当するというためには、特定個人のプライバシーの保護を犠牲にして開示するだけの、これに優越する「人の生命、健康、生活又は財産」の保護の必要性という公益が客観的に認められることが必要である。しかし、本件において、これを認めるだけの特段の事情は見受けられない。

ウ よって、本件開示請求の対象となる情報が、条例第7条第3号ただし書口に該当するとは認められない。

(3) 条例第10条該当性

以上、本件対象文書は、特定個人が警察署に相談したことを前提として作成されるものであるから、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、当該特定個人が警察署に相談した事実の有無が明らかとなり、条例第7条第3号の不開示情報を開示することになる。

よって、条例第10条に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った実施機関の判断は、妥当であると認められる。

3 条例第9条該当性について

ア 審査請求人の主張の趣旨は、不当な被害申告により著しく公平性を欠いた待遇を受けていることは、家庭問題の域を超えた社会問題であるため、条例第9条に規定する公益上必要なものであると認定し、本件対象文書の開示を求めるというものである。

イ 本条は、条例第7条各号の不開示情報について、公益上「特に」必要があると認めるときに、実施機関の高度な行政的判断による、いわゆる裁量的開示を認めた制度である。しかし、この判断にあたり、特に個人情報の裁量的開示については、個人のプライバシー保護の見地から、「個人の人格的な権利利益を侵害しないよう格別に慎重な配慮をしなければならない」と解されているところであり、個人情報についての裁量的開示は極めて限定的な場合でなければならない。

ウ よって、仮に、本件対象文書が存在した場合でも、実施機関が条例第9条による裁量的開示を行うことが妥当であると解することはできない。

4 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

<結論>

以上のとおり、本件開示請求に対し実施機関が行った不開示決定は妥当である。